

佐世保工業高等専門学校研修員受入規程

(平成20年12月8日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における研修員の受入れについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、研修及び研修員とは、次の各号に掲げる意義をいう。

- 一 研修 職務上必要とされる知識及び技能を高めるために実習、演習等を行うことをいう。
- 二 研修員 地方公共団体が設置する小学校、中学校又は高等学校の教員で、第4条の本校に受入れを決定された者をいう。

(受入れの申請)

第3条 地方公共団体の教育長（以下「教育長」という。）は、研修員受入申請書（別紙様式第1号）を校長に提出するものとする。

(受入れ及び指導教員の決定)

第4条 校長は、教育研究に支障の生じるおそれがないと認められる場合に限り、教務主事・関係学科長等の意見を聴取の上、受入れ及び指導教員を決定するものとする。

(受入れの通知)

第5条 校長は、前条の受入れを決定したときは、当該教育長に研修員受入決定通知書（別紙様式第2号）を送付するものとする。

(施設等の利用)

第6条 研修員は、研修に必要な本校の施設、設備等を利用することができる。

(経費の負担)

第7条 研修員は、研修に必要な経費を負担するものとする。

(諸規則等の遵守)

第8条 研修員は、本校の諸規則等を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第9条 校長は、前条の遵守事項に違反した場合は、受入れを取り消すものとする。

(変更又は中止の申請)

第10条 教育長は、研修を変更又は中止しようとするときは、研修（変更・中止）申請書（別紙様式第3号）を校長に提出するものとする。

(変更又は中止の決定)

第11条 校長は、天災その他、やむを得ない理由がある場合は、研修の変更又は中止を決定するものとする。

(変更又は中止の通知)

第12条 校長は、前条の変更又は中止を決定したときは、研修（変更・中止）決定通知書（別紙様式第4号）を当該教育長に送付するものとする。

(事故等による責任)

第13条 校長は、研修員が研修中に本人の故意又は重大な過失により発生した事故等により傷病の治療を要する場合において、その責を負わないものとする。

(弁償の義務)

第14条 研修員は、本校の施設、設備等を利用し、その責に帰すべき事由により、滅失又は損傷した場合は、その損害について弁償の義務を負うものとする。

(証明書等の交付)

第15条 校長は、研修に係る証明書等の請求があった場合は、これを交付するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月8日から施行する。